

神奈川県国民保護計画の変更について

1 計画変更の経緯

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が平成16年9月に施行され、神奈川県では、平成18年3月に神奈川県国民保護計画を作成しました。その後、平成20年1月、平成22年8月に一部変更しました。

都道府県の国民保護計画は、国の「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）に基づき作成することされており（国民保護法第34条）、国民の保護のための措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項について、基本指針に基づいて定めています。

国は、平成23年の福島第一原子力発電所事故を受けて、原子力安全行政を見直し、平成24年9月以降、防災基本計画の修正、原子力災害対策特別措置法の改正や、原子力災害対策指針の策定を行ってきました。国は、これらの見直しを反映するほか、警報等の情報伝達手段の一部を追加して、平成25年3月22日に基本指針を変更しました。

県では、この基本指針の変更を受けて、関係省庁の変更等の時点修正すべき内容を含めて本県の国民保護計画を変更します。

2 主な変更事項

(1)関係省庁の変更

平成24年9月に原子力規制委員会が設置されたことに伴い、「原子力安全・保安院」の表記を、「原子力規制委員会」に変更します。

(2)武力攻撃原子力災害への対処

原子力施設に対して武力攻撃が行われた場合の国民保護措置について、基本指針の変更内容に沿って、防災基本計画等の引用を明記します。

(3)警報等の情報伝達手段の追加

緊急情報ネットワークシステム（エムネット）及び全国瞬時警報システム（Jアラート）を追加して位置づけます。

(4)時点修正

県の組織や地理的、社会的状況など、時点修正すべき内容について変更します。

3 今後のスケジュール

- ・平成26年3月 神奈川県国民保護協議会に諮問
- ・平成26年6月 国との協議
- ・平成26年7月 閣議決定
- ・平成26年8月 知事決裁、計画変更完了
- ・平成26年9月 県議会に報告

4 計画の記載項目及び主な変更内容等

第1編 総論

| 計画の記載項目等 | | 主な変更内容等 |
|---------------------|---|--|
| 用語集 | | 変更 指定行政機関のうち、「原子力安全・保安院」を「原子力規制委員会」に変更します。 |
| 第1章 県の責務、計画の構成等 | 県の責務、県国民保護計画の作成、県国民保護計画の目的等、県国民保護計画の構成、県国民保護計画の見直し、変更手続、市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画 | |
| 第2章 国民保護措置に関する基本指針 | 武力攻撃事態等において国民保護措置を推進するための基本方針 | |
| 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱 | 関係機関の事務又は業務の大綱 | 変更 機関の名称及び事務について必要な時点修正を行います。 指定地方公共機関のうち社団法人格の機関について、法人格の変更に伴い、「(公社)」又は「(一社)」と表記します。 指定地方公共機関として新たに(公社)神奈川県LPガス協会を指定したことに伴い、追加して位置づけます。 |
| 第4章 県の地理的、社会的特徴 | 地理的特徴、社会的特徴 | 変更 諸データについて時点修正します。 |
| 第5章 県国民保護計画が対象とする事態 | 武力攻撃事態、緊急処理事態 | |

第2編 平素からの備えや予防

| 計画の記載項目等 | | 主な変更内容等 |
|---------------|------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 組織・体制の整備等 | | |
| 第1 県における組織・ | 県の各局における平素の業務、県における体制の整備、市町村 | 変更 県の組織等について時点修正します。 |

| 計画の記載項目等 | | 主な変更内容等 |
|---------------------------------|---|--|
| 体制の整備 | 及び指定地方公共機関における組織・体制の整備 | |
| 第2 関係機関との連携 体制の整備 | 基本的考え方、国の機関との連携、他の都道府県との連携、市町村との連携、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携、自主防災組織等に対する支援、市町村における関係機関との連携体制の整備 | 変更 警察庁の災害に係る危機管理体制の見直しに伴い、「広域緊急援助隊」を「警察災害派遣隊」に変更します。 |
| 第3 通信の確保 | 県における通信体制の整備等、実践的な通信訓練の実施、非常時の通信体制の確保、市町村における通信の確保 | 変更 警報等の受伝達手段として、エムネット及びJアラートを追加して位置づけます。 |
| 第4 情報収集・提供等 の体制整備 | 基本的考え方、警報の通知に必要な準備、安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備、被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備 | |
| 第5 国民の権利利益の 救済に係る体制整 備 | 国民の権利利益の救済に係る体制整備、国民の権利利益に関する文書の保存、市町村における国民の権利利益の救済に係る体制整備 | |
| 第6 研修及び訓練 | 研修、訓練 | |
| 第2章 避難及び救援に関す る平素からの備え | 避難及び救援に関する資料の準備、避難及び救援に関する調整、運送の確保に関する体制の整備、交通の確保に関する体制等の整備、避難施設の指定、市町村における避難及び救援に関する平素からの備え | 変更 避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合について、避難先の都道府県知事への事務の委託を位置づけます。 大規模集客施設及び旅客輸送関連施設に滞在する者等への避難などの国民保護措置について、施設管理者との連携を位置づけます。 |
| 第3章 生活関連等施設の把 握等 | 生活関連等施設の把握、生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等、市町村における生活関連等施設に関する平素からの備え | |
| 第4章 生活基盤の確保に関 する平素からの備え | 県におけるライフライン施設の機能の確保、市町村及び指定地方公共機関におけるライフライ | |

| 計画の記載項目等 | | 主な変更内容等 |
|-------------------|---|---------|
| | ン施設の機能の確保 | |
| 第5章 物資及び資機材の備蓄 | 基本的考え方、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の備蓄、市町村及び指定地方公共機関における物資及び資機材の備蓄 | |
| 第6章 啓発 | 国民保護に関する啓発、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発、市町村における啓発 | |

第3編 武力攻撃事態等への対処

| 計画の記載項目等 | | 主な変更内容等 |
|-------------------------|---|---------|
| 第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置 | 初動体制の整備及び初動措置、国民保護対策本部に移行する場合の手続、市町村における初動体制の確立及び初動措置 | |
| 第2章 県対策本部の設置等 | 県対策本部の設置、現地調整所の設置、通信の確保、広報の実施、市町村対策本部の設置 | |
| 第3章 関係機関との連携・協力 | 国の対策本部との連携、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請、他の都道府県との連携、指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請、指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請、県の行う応援等、自主防災組織に対する支援等、県民への協力要請、市町村における関係機関との連携・協力 | |
| 第4章 警報及び避難の指示等 | | |
| 第1 警報の通知及び伝達 | 警報の通知等、市町村による警報の伝達、緊急通報の発令 | |
| 第2 避難の指示等 | 避難措置の指示、避難の指示、避難の指示に際しての留意事 | |

| 計画の記載項目等 | | 主な変更内容等 |
|-------------------------------|---|---|
| | 項、県による避難住民の誘導の支援等、市町村による避難実施要領の策定等、避難所等における安全確保等 | |
| 第5章 救援 | 救援の実施、関係機関との連携、救援の内容、医療活動を実施する際に特に留意すべき事項、救援の際の物資の売渡し要請等 | 変更 政府所有米穀の販売の依頼先を時点修正します。 機関の名称及び事務について時点修正します。 |
| 第6章 安否情報の収集及び提供 | 安否情報の収集、総務大臣に対する報告、安否情報の提供、日本赤十字社に対する協力、市町村における安否情報の収集及び提供 | |
| 第7章 武力攻撃災害への対処 | | |
| 第1 武力攻撃災害への対処 | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方、武力攻撃災害の兆候の通報、生活関連等施設の安全確保、危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 | |
| 第2 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害等への対処 | 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処、武力攻撃原子力災害への対処、NBC攻撃による災害への対処 | 変更 (2 武力攻撃原子力災害への対処) 以下の諸対策について、防災基本計画等を引用する旨を明記します。 ・放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び応急対策の公示等 ・モニタリングの実施 ・武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携 ・安定ヨウ素剤の服用 ・食料品等による被ばくの防止 ・市町村における武力攻撃原子力災害への対処 国の現地対策本部の設置場所について追加して位置づけます。 |
| 第3 応急措置等 | 退避の指示、事前措置、警戒区域の設定、応急公用負担等、市町村における応急措置、消防に | 変更 警察庁の災害に係る危機管理体制の見直しに伴い、「広域緊急援助隊」を「警察 |

| 計画の記載項目等 | | 主な変更内容等 |
|--------------------------------|---|--|
| | 関する措置等 | 災害派遣隊」に変更します。 |
| 第 8 章 被災情報の収集及び報告 | 被災情報の収集及び報告、市町村及び指定地方公共機関における被災情報の報告等 | |
| 第 9 章 保健衛生の確保その他の措置 | 保健衛生の確保、廃棄物の処理、文化財の保護 | |
| 第 10 章 国民生活の安定に関する措置 | 生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等、生活基盤等の確保 | 変更 指定地方公共機関のうち社団法人格の機関について、法人格の変更に伴い、「(公社)」又は「(一社)」と表記します。 |
| 第 11 章 交通規制 | 交通状況の把握、交通規制の実施、緊急通行車両の確認、交通規制等の周知徹底、緊急交通路確保のための権限等、関係機関との連携 | |
| 第 12 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理 | 赤十字標章等及び特殊標章等の意義、国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等、赤十字標章等の交付及び管理、特殊標章等の交付及び管理、赤十字標章等及び特殊標章等についての啓発、市町村における特殊標章等の交付及び管理 | 変更 国民保護法第 157 条の表記にあわせた字句修正を行います。 |

第 4 編 復旧等

| 計画の記載項目等 | | 主な変更内容等 |
|---------------------------|---|---------|
| 第 1 章 応急の復旧 | 基本的考え方、ライフライン施設の応急の復旧、輸送路の確保に関する応急の復旧等 | |
| 第 2 章 武力攻撃災害の復旧 | 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施、当面の復旧、市町村における武力攻撃災害の復旧 | |
| 第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等 | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求、損失補償、実費弁償及び損害補償、 | |

| 計画の記載項目等 | | 主な変更内容等 |
|----------|--|---------|
| | 総合調整及び指示に係る損失の補てん、市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等 | |

第5編 緊急処理事態への対処

| 計画の記載項目等 | | 主な変更内容等 |
|----------|--|---------|
| | 緊急処理事態、緊急処理事態における警報の通知及び伝達、市町村及び指定地方公共機関における緊急処理事態への対処 | |

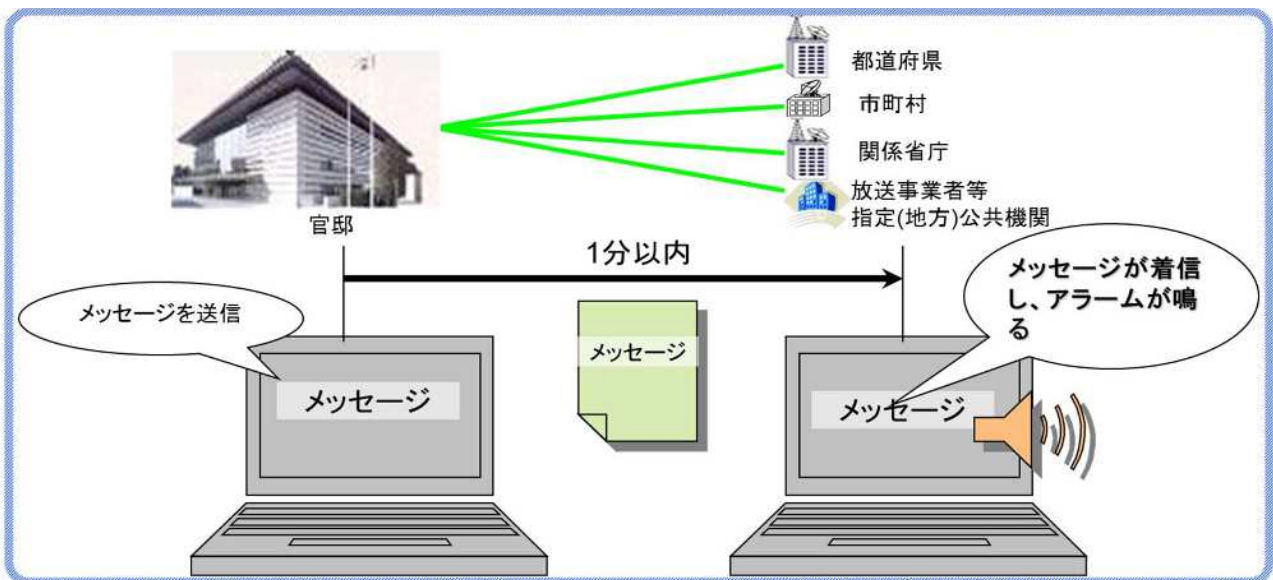
(参考)

緊急情報ネットワークシステム（エムネット）の概要

総合行政ネットワーク（LGWAN）又はインターネット回線を利用し、国（官邸）から地方公共団体（都道府県、市町村）、指定地方公共機関等に情報を伝達するシステムです。

メッセージを強制的に相手側に送信して、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達します。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付書類の閲覧確認が可能です。

【エムネットシステム概要図】



(首相官邸ホームページ「平成24年3月30日 内閣官房長官コメント（北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射の発表に関する対応について）」より引用。

URL

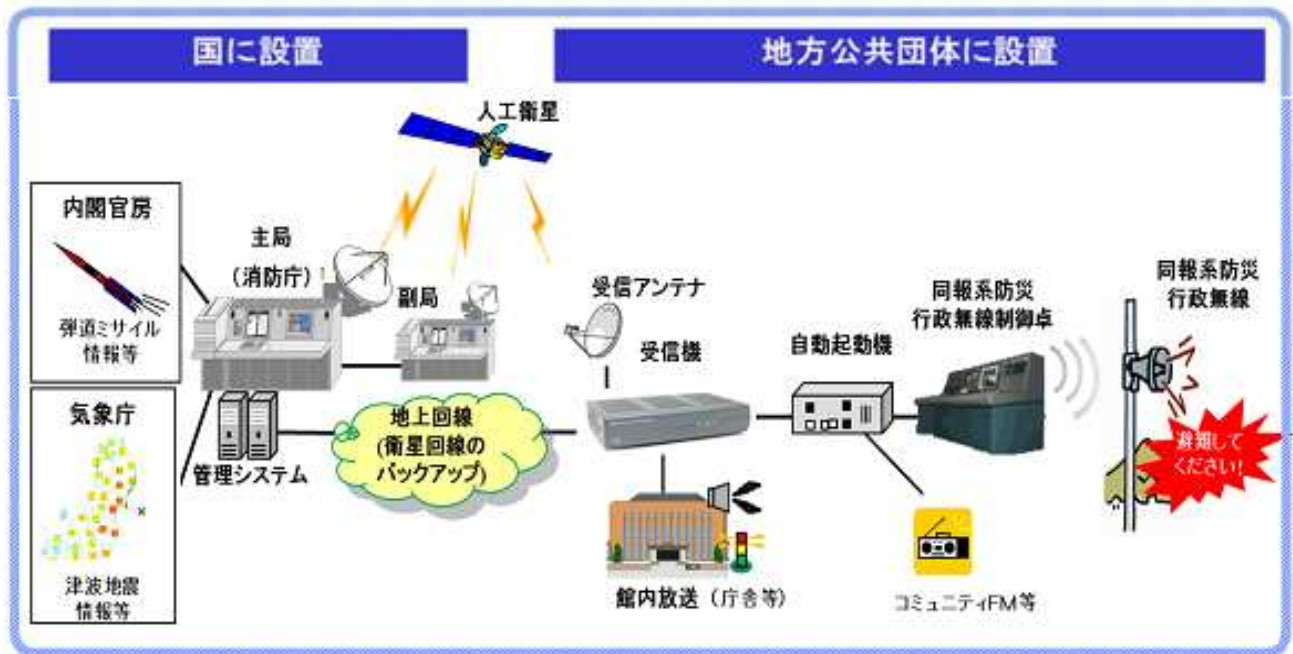
http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/noda/_icsFiles/afieldfile/2012/03/30/120330siryoku1_1.pdf

(参考)

全国瞬時警報システム (Jアラート) の概要

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星又は地上回線を用いて情報を送信し、市町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接かつ瞬時に伝達するシステムです。

情報を瞬時に伝達でき、(受信機まで1~2秒。放送開始まで平均10秒)テレビやラジオをつけていなくても、防災行政無線等を通じて伝達されます。



(首相官邸ホームページ「平成24年3月30日 内閣官房長官コメント(北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射の発表に関する対応について)」より引用。

URL ; http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/noda/_icsFiles/afieldfile/2012/03/30/120330siryou1_1.pdf